平成２２年（フ）第３８号
長野県上田市塩川3030番地、前住所長野県上田市塩川2611番地３
債務者　白井　喜男
1　決定年月日時　平成22年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第３９号
長野県上田市塩川3030番地、前住所長野県上田市塩川2611番地３
債務者　白井小百合
1　決定年月日時　平成22年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第５１号
長野県上田市上室賀332番地
債務者　白鳥　博文
1　決定年月日時　平成22年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第１７２号
神戸市西区井吹台西町１丁目２番地　市住２―1007号、旧住所神戸市西区玉津町西河原152番地の２　ボヌール安井401号
債務者　中村　昭子（旧姓増田）
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１７５号
神戸市西区竜が岡４丁目４番地の１　215号
債務者　脩成建設こと　筧　　修司
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１８５号
兵庫県明石市西明石西町２―５―１、住民票上の住所神戸市西区王塚台４丁目２番地県営玉津王塚高層514号
債務者　福島　直子
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１９０号
神戸市西区伊川谷町別府38―410
債務者　森田　裕二
1　決定年月日時　平成22年６月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第１９８号
北九州市戸畑区沖台１丁目４番１―205号
債務者　小川　智史
1　決定年月日時　平成22年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３３９号
北九州市小倉南区下南方１丁目５番７号
債務者　古家　　亨
1　決定年月日時　平成22年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４６２号
北九州市小倉南区津田新町４丁目３番４―301号
債務者　青柳　美絵
1　決定年月日時　平成22年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４７８号
北九州市小倉北区大畠２丁目４番35号
債務者　阿部　盛子
1　決定年月日時　平成22年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５１７号
北九州市小倉北区篠崎１丁目５―１
債務者　吉本　政美
1　決定年月日時　平成22年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５６７号
北九州市小倉南区城野３丁目13番17号
債務者　川池　康雄
1　決定年月日時　平成22年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１０７号
広島県福山市南松永町１丁目27番８号　ＭＹハウス本多106、旧住所広島県福山市南松永町２丁目８番１号
債務者　森實　益幸
1　決定年月日時　平成22年６月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第２４１号
千葉県我孫子市柴崎854番地の10
債務者　吉田　敏春
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２４２号
千葉県我孫子市柴崎854番地の10
債務者　吉田　育代
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第３０８号
千葉県柏市新逆井２丁目１番10号
債務者　百瀬きよみ
1　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部